

埼玉県特定高性能農業機械導入計画



平成16年4月1日 策定

埼 玉 県

埼玉県特定高性能農業機械導入計画の公表について

農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の3第1項の規定に基づき、特定高性能農業機械導入計画を次のとおり定めたので、第5条の3第4項の規定により公表する。

平成16年4月1日

埼玉県知事 上田 清司

目 次

埼玉県特定高性能農業機械導入計画の公表について

第1 特定高性能農業機械の導入に関する目標	1
1 導入利用に関する基本的事項	1
2 地域区分	2
（1）地域の区分	2
（2）地域区分別の農業概要	2
3 計画の対象となる特定高性能農業機械の種類と類別	4
（1）特定高性能農業機械の種類と類別	4
（2）各機種別の注意事項	5
4 特定高性能農業機械の利用規模の下限	6
（1）トラクター	6
（2）乗用型田植機	6
（3）水田用の乗用型多目的作業機	6
（4）防除用動力散布機（動力噴霧機、スピードスプレーヤー）	7
（5）コンバイン	7
（6）フォーレイジハーベスタ	8
（7）汎用いも類収穫機	8
（8）野菜接ぎ木ロボット	8
（9）野菜用の乗用型全自動移植機	8
（10）野菜用の乗用型多目的作業機	9
（11）キャベツ用の収穫機	9
（12）ごぼう用の収穫機	9
（13）だいこん用の収穫機	9
（14）ねぎ用の収穫機	9
（15）野菜用のほ場内乗用型運搬作業車	10
（16）ほ場内野菜残さ収集機	10
（17）野菜残さたい肥化装置	10
（18）果樹用の電磁誘導式防除用自動散布機	10
（19）果樹用の接触誘導式防除用自動散布機	11
（20）簡易草地更新機	11

第2	計画の期間	・ ・ ・ ・ ・	11
第3	特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件及び 導入を効果的に行うために必要な条件の整備に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	12
1	導入する者の備えるべき条件	・ ・ ・ ・ ・	12
2	ほ場条件	・ ・ ・ ・ ・	12
3	栽培条件	・ ・ ・ ・ ・	13
4	関連機械施設条件	・ ・ ・ ・ ・	14
第4	特定高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び 指導に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	15
1	農業機械作業従事者研修の実施	・ ・ ・ ・ ・	15
2	農業機械利用技能者の養成・配置に関する方針	・ ・ ・ ・ ・	15
3	農業者の経営改善に必要な機械化情報の提供	・ ・ ・ ・ ・	15
第5	農作業の安全性の確保に関する事項	・ ・ ・ ・ ・	16
1	安全な機械の導入	・ ・ ・ ・ ・	16
2	農作業安全対策の実施	・ ・ ・ ・ ・	16
3	農作業環境の点検及び危険箇所の改善	・ ・ ・ ・ ・	16
4	農業者等に対する安全意識の啓発	・ ・ ・ ・ ・	16
5	農作業安全情報の効果的な提供	・ ・ ・ ・ ・	16
第6	その他特定高性能農業機械の導入に関し必要な事項	・ ・ ・ ・ ・	17
1	農業機械の効率利用	・ ・ ・ ・ ・	17
2	中古農業機械の活用	・ ・ ・ ・ ・	17
3	使用済み農業機械の適正処理に関する啓発	・ ・ ・ ・ ・	17

埼玉県特定高性能農業機械導入計画

第1 特定高性能農業機械の導入に関する目標

1 導入利用に関する基本的事項

本県農業の機械化については、地域の条件に即して農業経営の規模拡大と経営体質の強化を図る観点から、高性能農業機械（注1）の効率的な導入利用、農業機械利用者の技術向上並びに農作業安全意識の高揚等の推進を通して、地域農業の担い手を核とした生産性の高い農業の確立に努めてきたところである。

しかしながら、最近の農業を取り巻く情勢は、国際化の進展、高齢化の進行や女性の台頭など、近年大きく変貌しており、生産コストの低減や労働負担の軽減等のため、低コスト・省力機械化農業の推進が緊急の課題となっている。

こうした状況を踏まえ、平成15年7月17日に公表された「高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針」（農林水産省告示第1048号）に沿って、埼玉県特定高性能農業機械導入計画を定める。

本計画は、特定高性能農業機械を導入する者の農業経営、地域の農業構造等の実情に応じた計画的な導入を推進し、その性能に応じた利用規模の拡大を通じた効率的な利用により、生産性の向上と生産コストの低減を図り、効率的かつ安定的な農業経営の確立に資することを目的とする。

特に、特定高性能農業機械（注2）の導入に当たっては、

- （1）機械の組織的利用等による機械の能力にあった利用規模の確保
- （2）作業期間の拡大や点検整備の徹底による農業機械の稼働期間の長期化
- （3）作業内容等にあった適正な装備を有する農業機械の導入
- （4）機械の汎用利用

等を図ることが必要である。

注1 「高性能農業機械」とは、農作業の効率化又は農作業における身体の負担の軽減に資する程度が著しく高く、かつ、農業経営の改善に寄与する農業機械をいう。（農業機械化促進法による）

注2 「特定高性能農業機械」とは、高性能農業機械のうち農業経営の改善のため計画的に導入を促進する必要がある農業機械で、政令の定めるものをいう。（農業機械化促進法による）

2 地域区分

(1) 地域の区分

本県内を自然的・社会的・経済的諸条件を勘案し、(1) 平坦農業地帯、(2) 中山間農業地帯の2地域に区分するものとし、その地域別構成市町村は下表のとおりとする。

地 域 名	構 成 市 町 村
平坦農業地帯	川口市、さいたま市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、 鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、 北本市、伊奈町、鴻巣市、吹上町 川越市、所沢市、狭山市、入間市、上福岡市、富士見市、 坂戸市、三芳町、大井町、鶴ヶ島市、飯能市、日高市、 毛呂山町 東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、 鳩山町 本庄市、上里町、美里町、神川村 熊谷市、深谷市、妻沼町、岡部町、川本町、江南町、 花園町、寄居町、大里町、 行田市、加須市、羽生市、北川辺町、大利根町、川里町、 南河原村 岩槻市、春日部市、越谷市、八潮市、三郷市、久喜市、 蓮田市、吉川市、宮代町、白岡町、菖蒲町、騎西町、 幸手市、栗橋町、鷲宮町、杉戸町、松伏町、庄和町
中山間農業地帯	越生町、名栗村 都幾川村、玉川村、東秩父村 秩父市、皆野町、長瀬町、吉田町、小鹿野町、横瀬町、 両神村、荒川村、大滝村 児玉町、神泉村

(2) 地域区分別の農業概要

ア 平坦農業地帯

県の平坦地の農業地帯を総称して、平坦農業地帯とし、県北部、東部、南部を中心に成立している

利根川・荒川水系の水利と肥沃な土壌に恵まれた平坦な優良農地には、大規模な米麦生産地帯が形成されている。水稻・麦の二毛作だけでなく大豆や野菜の転作作物を加えたブロックローテーションなどが行われ効率的な土地利用が展開されているとともに、施設野菜、花き、果樹、養豚も発展してきている。

また、利根川、神流川、荒川に接した、比較的平坦で肥沃な土壌に恵まれた畑作を中心とする地域では、古くから野菜、畜産、養蚕などの農業が行われているが、花植木などへの取組みも活発に行われている。利根川の沖積地帯を中心に、ねぎ、ほうれんそう、やまといも、ブロッコリーやスイートコーンなどの一大産地を形成している。

県南部地域では、野菜や花植木、茶などの集約的な農業を中心に、地域住民と農家が密接に結びついた多彩な都市近郊農業が展開されている。荒川流域に広がる米麦や入間台地の露地野菜が代表的な作物で、都市近郊の立地条件を活かし、雇用労働力を活用した農業など多彩な経営が行われている。

イ 中山間農業地帯

県の山間地と丘陵の農業地帯を総称して、中山間農業地帯とし、秩父地域を中心に成立している。

広大な森林に囲まれた秩父地域を中心とする地域では、他の地域に比べ高齢化が進んでいるものの、地域資源を活かした特産品づくりや観光農林業経営が各地に広がっている。こんにゃくやしいたけなどの地域特産品のほか、野菜や観光向けのぶどうなど、地形や気象に応じたバラエティーに富む農林産物の生産が行われている。農地面積は少ないが、集团的農地を中心に基盤整備が計画的に進められている地域である。

自然と緑に恵まれた丘陵地域では、経営規模は比較的小さいものの、畜産、米麦、養蚕、果樹、茶などに加え、新たに野菜、花植木の生産が増加し、また、きのこ、山菜や果樹の加工・販売経営も進展している。

3 計画の対象となる特定高性能農業機械の種類と類別

(1) 特定高性能農業機械の種類と類別

類別 種類	I	II	III	IV	V
トラクター	30PS級 (25PS以上 35PS未満)	40PS級及び 50PS級 (35PS以上 55PS未満)	60PS級、70PS級 及び80PS級 (55PS以上 85PS未満)	90PS級 (85PS以上)	
乗用型田植機	植付条数 4～5 条	植付条数 6 条	植付条数 8 条	植付条数 10条	
水田用乗用型 多目的作業機	田植・防除・施肥兼用 植付条数6条以上 薬液吐き出し量 3ℓ/分以上 有効散布幅 5m以上				
動力噴霧機	薬液吐き出し量 30ℓ/分以上 55ℓ/分未満 有効散布幅 15m級未満	薬液吐き出し量 55ℓ/分以上 100ℓ/分未満 有効散布幅 15m級以上	薬液吐き出し量 100ℓ/分以上 200ℓ/分未満 有効散布幅 15m級以上	薬液吐き出し量 200ℓ/分以上 有効散布幅 15m級以上	
スピーード スプレーヤー	薬液吐き出し量 20ℓ/分以上 50ℓ/分未満	薬液吐き出し量 50ℓ/分以上 70ℓ/分未満 風量 500m³/分級以上	薬液吐き出し量 70ℓ/分以上 100ℓ/分以上 風量 800m³/分級以上	薬液吐き出し量 100ℓ/分以上 風量 800m³/分級以上	
コンバイン	自脱型 刃幅0.8m以上 1.2m未満	自脱型 刃幅1.2m以上 1.6m未満	自脱型 刃幅1.6m以上	普通型 刃幅0.8m以上 2.5m未満	普通型 刃幅2.5m以上
フォーレージ ハーベスタ	刃幅1.0m以上 1.2m未満 直装式又は 半直装式	刃幅1.2m以上 1.5m未満 けん引式、直装 式又は半直装式	刃幅1.5m以上 けん引式又は 直装式	刃幅2.1m以上 乗用型	
汎用いも類収 穫機	乗用・自走式 タンク容量 600kg以上				
野菜接ぎ木 ロボット	半自動式 自動搬送装置無 接ぎ木能率 700株/時級	半自動式 自動搬送装置有 接ぎ木能率 700株/時級			
野菜用の 乗用型全自動 移植機	乗用型全自動式 移植条数 2条				
野菜用の 乗用型多目的 作業機	中耕・培土・施肥・防除兼用 中耕・培土条数3条以上 薬液吐き出し量 15ℓ/分以上 有効散布幅 8m以上				
キャベツ用の 収穫機	自走式 収穫条数 1条				
ごぼう用の 収穫機	自走式 収穫条数 1条				

種類 \ 類別	I	II	III	IV	V
だいこん用の 収 穫 機	自走式 収穫条数 1条				
ね ぎ 用 の 収 穫 機	自走式 収穫条数 1条				
野 菜 用 の ほ場内乗用型 運 搬 作 業 車	ターンホーク式 積載量 500kg以上				
ほ 場 内 野 菜 残 さ 収 集 機	けん引式 作業幅 110cm級				
野 菜 残 さ たい肥化装置	バッチ式 処理能力 50kg/日以上	連続式 処理能力 50kg/日以上			
果樹用の電磁 誘導式防除用 自 動 散 布 機	ケーブル誘導式 薬液吐き出し量 50ℓ/分以上 風量 500m ³ /分級以上				
果樹用の接触 誘導式防除用 自 動 散 布 機	パイプ誘導式 薬液吐き出し量 15ℓ/分以上				
簡 易 草 地 更 新 機	搭載式 作業幅 2m級				

(2) 各機種別の注意事項

ア トラクター

各種作業機の適応トラクターについては、参考資料P. 81を参照する。

イ 動力噴霧機

適応トラクターの大きさについては、参考資料P. 82を参照する。

防除作業の組作業員については、参考資料P. 110を参照する。

ウ スピードスプレーヤー

防除作業の組作業員については、参考資料P. 110を参照する。

エ コンバイン

刃幅とは最外端フィンガーの間隔をいう。ただし、回転刃式にあっては、刈刃の最外側間の距離をいう。

収穫作業の組作業員については、参考資料P. 110を参照する。

オ フォーレイジハーベスタ

適応トラクターの大きさについては、参考資料P. 82を参照する。

刃幅とは、牧草の青刈作業の場合の機械の最大刈取り幅であり、拾上げ幅とは、既に刈取られた牧草の拾上げ作業の場合の機械の最大拾上げ幅であり、刈取り条数とは、とうもろこし等の刈取り作業の場合の機械の刈取り条数である。

カ ほ場内野菜残さ収集機

適応トラクターの大きさは、50PS級以上又は四輪駆動の30PS級以上とする。

キ 簡易草地更新機

適応トラクターの大きさは、60PS級とするが、一般に、傾斜地若しくは湿地における作業の場合又は降雨後の作業等走行性に影響がある場合には、1段上のものを使用する。

4 特定高性能農業機械の利用規模の下限

(1) トラクター

(単位：ha)

区分 地域名	田			畑			
	I	II	III	I	II	III	IV
平坦農業地帯	5	12	16	4.1	12	16	22
中山間農業地帯	4.7	—	—	3.7	—	—	—

注1 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、田及び畑について、主要作業能率と経済性を基準として算出した面積である。

2 1年二作に利用する場合の利用規模の下限は、それぞれの作目についての作業面積の和となる。

3 2以上の地目に利用する場合は、それぞれの地目について利用規模の下限に対する作業面積の比の値を合計したものが少なくとも1以上であることが必要であるが、農業機械利用コストの低減を推進するため、できる限り多くの作業面積を確保する。

4 次の場合には、類別の大きいトラクターの導入について検討する。

(1) 特に高い動力を要する作業又は重粘な土壌のほ場における利用

(2) 8度以上の傾斜地における利用

(3) 気象条件及び複合的作付け条件等による作業期間の短い場合における利用

5 果樹園、桑園及び草地についても、作業能率と経済性を考慮して導入する。

6 各種作業機への適応トラクターについては、「参考資料」の「II その他資料」の「4 その他の参考資料」の「参考1」を参照する。

(2) 乗用型田植機

(単位：ha)

区分 地域名	I	II	III	IV
平坦農業地帯	6(6)	10(9)	15(13)	20(18)
中山間農業地帯	5	—	—	

注1 利用規模の下限面積は、おおよその目安を示すもので、水稻の移植作業能率と経済性を基準として算出したものである。

2 () 内は、二毛作体系における下限面積を示した。

(3) 水田用乗用型多目的作業機 (単位：ha)

区分 地域名	I
平坦農業地帯	10
中山間農業地帯	—

注1 利用規模の下限面積は、おおよその目安を示すもので、各種作業能率と経済性を基準として算出したものである。

(4) 防除用動力散布機

(単位：ha)

区分 地域名	田、畑				果樹園			
	動力噴霧機				スピードスプレー			
	I	II	III	IV	I	II	III	IV
平坦農業地帯	18	28	35	60	30	55	75	100
中山間農業地帯	18	—	—	—	30	—	—	—

注1 利用規模の下限面積は、おおよその目安を示すもので、作業能率と経済性を基準とし、動力噴霧機についてはおおむね5回の散布、スピードスプレーについてはおおむね10回の散布の延べ利用面積を基準として算出した面積である。

2 スピードスプレーについては、「薬液吐き出し量が類別Ⅱのそれに該当するものであって、風量が500m³/分級未満のものについては、経済性を考慮し類別のⅡ」に、「薬液吐き出し量が類別Ⅲのそれに該当するものであって、風量が800m³/分級未満のものについては、経済性を考慮し類別のⅢ」に、また「薬液吐き出し量が類別Ⅳのそれに該当するものであって、風量が800m³/分級未満のものについては、経済性を考慮し類別のⅢ」に該当するものとする。

(5) コンバイン

(単位：ha)

区分 地域名	水 稻					麦				
	I	II	III	IV	V	I	II	III	IV	V
平坦農業地帯	7	10	14	15	25	8	11	18	20	30
中山間農業地帯	7	10	—	15	—	7	11	—	20	—

区分 地域名	大 豆		そ ば	
	IV	V	IV	V
平坦農業地帯	7(7)	19	7(7)	20
中山間農業地帯	7	—	7	—

注1 利用規模の下限面積は、おおよその目安を示すもので、作業能率と経済性を基準として算出した面積である。

2 2以上の作目に利用する場合は、それぞれの作目についての利用規模の下限に対する作業面積の比の値を合計したものが少なくとも1以上であることが必要であるが、農業機械利用コストの低減を推進するため、できる限り多くの作業面積を確保すること。

3 大豆、そばの()内は、汎用型コンバインの値である。

(6) フォーレンジハーベスタ (単位：ha)

地域名 \ 区分	I	II	III	IV
平坦農業地帯	8	10	19	80
中山間農業地帯	7	9	—	—

注 利用規模の下限面積は、おおよその目安を示すもので、収穫作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

(7) 汎用いも類収穫機 (単位：ha)

地域名 \ 区分	I		
	ばれいしょ	かんしょ	さといも
平坦農業地帯	10	10	9
中山間農業地帯	—	—	—

注 利用規模の下限面積は、おおよその目安を示すもので、収穫作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

(8) 野菜接ぎ木ロボット (単位：株)

地域名 \ 区分	I	II
平坦農業地帯	年间接ぎ木株数 100,000	年间接ぎ木株数 150,000
中山間農業地帯	100,000	150,000

注 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、苗の接ぎ木作業の能率と経済性を基準として算出した能率である。

(9) 野菜用の乗用型全自動移植機 (単位：ha)

地域名 \ 区分	I
平坦農業地帯	4
中山間農業地帯	3

注 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、移植作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

(10) 野菜用の乗用型多目的作業機（単位：ha）

地域名	区分	I
平坦農業地帯		6
中山間農業地帯		5

注 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、中耕・培土及び防除作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

(11) キャベツ用の収穫機（単位：ha）

地域名	区分	I
平坦農業地帯		5
中山間農業地帯		4

注 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、収穫作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

(12) ごぼう用の収穫機（単位：ha）

地域名	区分	I
平坦農業地帯		9
中山間農業地帯		8

注 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、収穫作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

(13) だいこん用の収穫機（単位：ha）

地域名	区分	I
平坦農業地帯		7.9
中山間農業地帯		—

注 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、収穫作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

(14) ねぎ用の収穫機（単位：ha）

地域名	区分	I
平坦農業地帯		1.5
中山間農業地帯		—

注 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、収穫作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

(15) 野菜用のほ場内乗用型運搬作業車（単位：ha）

地域名 \ 区分	I
平坦農業地帯	5
中山間農業地帯	4

注 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、運搬作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

(16) ほ場内野菜残さ収集機（単位：ha）

地域名 \ 区分	I
平坦農業地帯	5
中山間農業地帯	4

注 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、収集機の能率と経済性を基準として算出した面積である。

(17) 野菜残さたい肥化装置（単位：kg）

地域名 \ 区分	I	II
平坦農業地帯	年間残さ処理量 10,000	年間残さ処理量 10,000
中山間農業地帯	10,000	10,000

注 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、堆肥化作業の能率と経済性を基準として算出した能率である。

(18) 果樹用の電磁誘導式防除用自動散布機（単位：ha）

地域名 \ 区分	I
平坦農業地帯	90
中山間農業地帯	80

注 利用規模の下限は、おおよその目安を示すもので、樹園地における作業能率と経済性を基準とし、おおよそ10回の散布の延べ利用面積を基準として算出した面積である。

(19) 果樹用の接触誘導式防除用自動散布機（単位：ha）

地域名 \ 区分	I
平坦農業地帯	11
中山間農業地帯	10

注 利用規模の下限面積は、おおよその目安を示すもので、樹園地における作業の能率と経済性を基準とし、おおむね10回の散布の延べ利用面積を基準として算出した面積である。

(20) 簡易草地更新機（単位：ha）

地域名 \ 区分	I
平坦農業地帯	18
中山間農業地帯	15

注 利用規模の下限面積は、おおよその目安を示すもので、草地更新作業の能率と経済性を基準として算出した面積である。

第2 計画の期間

公表の日から5年間とする。

ただし、新たな計画が公表されるまでの期間にあつてはこの計画によるものとする。

第3 特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件及び導入を効果的に行うために必要な条件の整備に関する事項

特定高性能農業機械の導入を効果的に行うため、その導入は、その種類ごとに（１）及び（２）に掲げる条件を備え、又は備える見込みがあるときにおこなうものとする。

1 導入する者の備えるべき条件

（１）利用規模の下限以上の作業面積の確保

購入又はリースにより導入する場合は、特定高性能農業機械の種類ごとの類別にそれぞれ対応した利用規模の下限以上の面積を確保すること。

（２）特定高性能農業機械の操作に必要な技能を有する者がいること

農業機械の効率利用と農作業安全を確保するため、県が実施する農業機械研修等を受講させるとともに、管理運営には農業機械士（埼玉県農業機械利用技能者養成事業実施要綱第7条第1項により認定されたものをいう。）または農業機械に関する知識と技能を有する者が配置されていること。

（３）経営改善が見込まれること

主として農業に従事している者（15歳以上で、年間労働従事日数の過半を農業に従事している者）がいる経営であって、労働時間の低減、農業所得の増加等経営改善の達成が見込まれること。経営改善の見込みについては、特定高性能農業機械を導入しようとする者が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条に規定する市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即し、適切であると認められることが見込まれること。

補助事業又は制度資金により特定高性能農業機械を導入する場合は、当該事業又は制度資金の要綱等による事業計画の作成によって、経営改善の達成を見込むものとする。

2 ほ場条件

（１）ほ場の団地化

実作業率を高めるよう可能な限り団地化されていること。ほ場のまとまりは、特定高性能農業機械の1日の作業負担面積に達していることが望ましい。（特定高性能農業機械の1日の作業負担面積は、参考資料P.38を参照）

（２）ほ場の均平化及び障害物の除去

道路からほ場への進入部分及びほ場内に深さ20cm以上の溝がないこと。また、作業精度を向上させるため、ほ場の均平化に留意するとともに作業の障害となる礫、根株及び雑かん木類が除去されていること。

（３）農道等

特定高性能農業機械単体だけでなく、作業機を装着・けん引した場合においても、その走行に支障がないように路面が整備されているとともに、幅員、交差点の隅切り及びほ場進入路が整備されていること。なお、ほ場進入路については、その周辺も含めて除草等の維持管理を行い、安全な利用に努めること。

3 栽培条件

地目	作 目	栽 培 条 件 整 備 の 基 準
田	水 稲	1 品種ごとに団地化するとともに作付け体系、作期、肥培管理等が適正かつ計画的に行われていること。 2 田植機の利用にあつては、1日の作業可能面積に対応する量の苗が準備されていること。 3 コンバインの利用については、カントリーエレベーター、ライスセンター等の共同乾燥施設の処理能力に応じた計画的な稼働を行っていること。
	麦 大 豆	1 転作作物は集団化し、病虫害の一斉防除を適正かつ計画的に行うとともに、地下水位を考慮し排水対策を行うこと。 2 大豆については、汚粒の発生を防止するため、茎葉の水分が十分抜けてから収穫を行うとともに、雑草を繁茂させないこと。
畑	そ ば そ の 他	1 農業機械の車幅及び作業幅に応じた栽培をすること。 2 品種及び作付け体系、作期、肥培管理等が適正かつ計画的に行われていること。 3 そばについては、徒長、過繁茂及び倒伏をさせないよう肥培管理等に注意すること。また、収穫は、手刈りの場合より数日遅らせ、葉が黄色くなり茎の水分が十分抜けた時期に行うとともに、収穫後は遅滞なく乾燥すること。
果 樹 園	な し 他	1 立木仕立果樹園の場合は、散布作業が容易かつ安全に行えるとともに農薬の散布効果が上がるよう、その樹形が整えられていること。 2 棚作り果樹園の場合は、棚の高さが成熟時の果樹の垂下を予定し、散布作業に支障のないよう整備されているとともに、支柱・控線等が散布作業の著しい障害とならないよう整備されていること。

4 関連機械施設条件

関連機械施設名	栽 培 条 件 整 備 の 基 準
格 納 施 設	1 施設の床面積は、特定高性能農業機械、作業機及び装備品の格納要床面積に、それらの交換・脱着作業に必要な面積、日常点検に必要な面積並びに床面の形状と出入り口の位置等に応じた通路面積を加えたものであり、かつ、その床面積に見合う格納施設の年間所用経費（施設の減価償却、修理費、資本利子、租税効果及び保険料）が格納する特定高性能農業機械の購入費の総額に比較して妥当なものであること。 2 施設の出入り口は、その高さが特定高性能農業機械の高さに応じたものであること。 3 特定高性能農業機械及び作業機等の日常整備に必要な部品並びに工具等が整備されていること。 4 格納施設の付帯施設として、工具置き場、洗車施設及びホイスト等が併置されていることが望ましい。 5 水田用の乗用型多目的作業機、動力噴霧器及びスピードスプレヤーを使用する場合は、農薬及び農薬調合用資材の倉庫、農薬計量器並びに資材運搬車等が準備されているほか、付帯施設としてシャワー室が併設されていることが望ましい。
関連機械施設等	1 乗用型田植機及び水田用の乗用型多目的作業機を使用する場合は、苗を効率的かつ安全に運搬するための運搬車及び運搬用具（苗棚等）が、機械の能力に併せて準備されていること。また、苗の必要量が円滑に供給されるよう、育苗施設または苗床が設置されていること。さらに、作業ほ場への距離が長い場合は、機械の運搬車が準備されていることが望ましい。 2 水田用の乗用型多目的作業機、動力噴霧器及びスピードスプレヤーを使用する場合は、そのタンク容量、薬液吹き出し量等に見合った水量を持ち、かつ、作業に便利な位置にある農薬混合槽及び給水施設（水道、水槽等）が準備されているか、または適切な能力を持つ給水車が準備されていること。

第4 特定高性能農業機械の利用に関する技術の研修及び指導に関する事項

1 農業機械作業従事者研修の実施

農業機械の利用に関する研修を実施し、農業機械の利用技能及び経営感覚の向上を図る。

2 農業機械利用技能者の養成・配置に関する方針

特定高性能農業機械の導入に当たっては、第3の1の(2)により、農業機械に関する知識と技能を有する者が配置されていることとしているが、特定高性能農業機械以外の農業機械を扱う場合においても、県が実施する農業機械研修を受講するなどして、知識・技能を習得することが望ましい。

3 農業者の経営改善に必要な機械化情報の提供

農業者の経営改善に必要な機械化情報として、新しい機械の開発状況、農業機械の賃貸事業者及びその事業内容、標準化された機械化栽培様式、中古機械情報、部品供給リスト、修理整備施設体制等の情報を円滑に供給できるよう、その体制の整備に努める。

第5 農作業の安全性の確保に関する事項

農業機械の大型化、高性能化が進展する一方で、女性及び高齢者が機械作業に携わる機械の増加等もあって、農業機械の利用に起因する農作業事故が依然として相当数発生している。このため、女性及び高齢者を含めた農作業事故防止に十分配慮し、農作業の安全確保を徹底するため、次の事項を推進するものとする。

1 安全な機械の導入

農業機械の導入にあたっては、型式検査に合格し、又は安全鑑定基準に適合した安全性の高い機械の導入を指導するとともに、特に乗用型トラクターの転落・転倒による事故を防止するため型式検査に合格した安全キャブ又は安全フレームの装着の促進を図るものとする。

2 農作業安全対策の実施

地域の実態、農作業事故の発生状況等を勘案した、地域の農作業安全確保の基準となる農作業安全対策を実施し、農業者等に対して農作業事故の未然防止を図る。

3 農作業環境の点検及び危険箇所の改善

農道、ほ場等の農作業環境の未整備等に起因する事故の防止を図るため、農道、ほ場等の危険箇所の点検、整備に努めるとともに、危険箇所についてはそれぞれの管理者に対し、改善要請を行うなどの処置を講ずる。

また、農作業現場を効率的で快適なものとするのが、農作業事故防止につながることから、農作業現場の改善を推進する。

4 農業者等に対する安全意識の啓発

農業機械利用者を対象に、農作業安全に関する講習会の開催及びパンフレットの作成、配布等を通じて、農業機械の利用に当たっての操作上の注意事項、安全に関する法規及び健康管理に関する知識の啓発並びに農作業安全意識の啓発に努める。

5 農作業安全情報の効果的な提供

地域において的確な農作業安全対策を実施するために、農作業事故の実態や原因を総合的に把握・分析した情報等の提供を行う。

第6 その他特定高性能農業機械の導入に関し必要な事項

1 農業機械の効率利用

地域における特定高性能農業機械の効率利用を推進するため、個人所有の農業機械を含めた既導入機械の利用面積の現状、現有農業機械の廃棄及び更新予定、今後の作業体系の営農計画等を把握し、これらを踏まえて新規の機械導入の必要性について十分検討する。

2 中古農業機械の活用

中古農業機械の導入については、適性に整備された農業機械の導入を推進するため、修理・整備・評価技能を有する農業機械整備施設において適性に整備された中古農業機械を選択するよう配慮する。

3 使用済み農業機械の適正処理に関する啓発

生活環境の保全及び資源の有効利用を図るため、農業者、農業機械の販売整備業者に対し使用済み農業機械が適正処理されるように意識啓発を行うとともに、廃棄物の処理に関する情報の提供に努める。